

## 「オンライン審議」 関係資料

資料 1 現行法における「出席」に関する主な規定

資料 2 「出席」の解釈

資料 3 「オンライン審議」の制度設計に関する基本的考え方

資料 4 「オンライン審議」の制度設計の際の条件・論点

# 1. 現行法における「出席」に関する主な規定

## 憲法

**第56条** 両議院は、各々その総議員の三分の一以上の**出席**がなければ、議事を開き議決することができない。

② 両議院の議事は、この憲法に特別の定のある場合を除いては、**出席**議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

**第57条** 両議院の会議は、**公開**とする。但し、**出席**議員の三分の二以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる。

【参考：内閣総理大臣等の出席】

**第63条** 内閣総理大臣その他の国務大臣は、両議院の一に議席を有すると有しないにかかはらず、何時でも議案について発言するため議院に**出席**することができる。又、答弁又は説明のため**出席**を求められたときは、**出席**しなければならない。

## 国会法

**第62条** 各議院の会議は、議長又は議員十人以上の発議により、**出席**議員の三分の二以上の議決があつたときは、公開を停めることができる。

【参考：委員会の表決】

**第50条** 委員会の議事は、**出席**委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

【参考：内閣官房副長官等の出席】

**第69条** 内閣官房副長官、副大臣及び大臣政務官は、内閣総理大臣その他の国務大臣を補佐するため、議院の会議又は委員会に**出席**することができる。

② 内閣は、国会において内閣総理大臣その他の国務大臣を補佐するため、両議院の議長の承認を得て、人事院総裁、内閣法制局長官、公正取引委員会委員長、原子力規制委員会委員長及び公害等調整委員会委員長を政府特別補佐人として議院の会議又は委員会に**出席**させることができる。

【参考：証人・参考人の出頭】

**第106条** 各議院は、審査又は調査のため、証人又は参考人が**出頭**し、又は陳述したときは、別に定めるところにより旅費及び日当を支給する。

○議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律

**第1条** 各議院から、議案その他の審査又は国政に関する調査のため、証人として**出頭**及び証言又は書類の提出（提示を含むものとする。以下同じ。）を求められたときは、この法律に別段の定めのある場合を除いて、何人でも、これに応じなければならない。

## 衆議院規則

**第148条** 表決の際**議場**にいない議員は、表決に加わることができない。

【参考：現在しない委員の表決】

**第51条** 表決の際**現在しない**委員は、表決に加わることができない。

## 2. 「出席」の解釈

### 出席

#### 【A説】物理的出席説（従来、当然の前提）

- ・日本語の「出席」とは、物理的に「そこに居る」ことであって、解釈の余地はない。
- ・全国民を「代表(re-present)」するとは、「全国民」に代わって、本会議場に「目に見える」形で物理的に「出席(present)」するということ。
- ・憲法は、全国民の代表として厳格な出席義務を国会議員に求めている。

議院自律権に基づく裁量

#### 【B説】機能的出席説（新しい有力説）

- ・「出席」を要求する趣旨は、議員自らが議論し、その過程を通じて議案に対する賛否の意思を形成し、最終的に自らが表決に参加すること。このような「出席」の機能に着目すれば、必ずしも「空間的・場所的」な議場に現在しなくても、ICTを活用して一定のインタラクティブな環境を整備することによって、「出席」と評価することは可能。
- ・何をもって「出席」と認めるかについては、憲法が両議院に認めている広範な議院自律権（議院の組織及び運営等に関して、行政、司法、他の議院から干渉されることなく自主的に決定できる権能）に基づいて決定することができる。

### 本会議のオンライン審議を認めるための方策

#### 【A説に立つ場合】憲法改正

- ・憲法の「出席」という文言を改正し、本会議のオンライン審議を認めることとする。  
(参考) ただし、このような改正を行った場合、目に見える形での物理的な「出席」を要求しないということになり、「代表制」の性格を変えてしまうことに対する懸念を示す識者もいる。

#### 【B説に立つ場合】衆議院規則の改正

- ・憲法及び国会法の「出席」という文言の改正は行わず、衆議院規則の「議場にいらない」という文言を改正し、本会議のオンライン審議を認めることとする。  
(参考) なお、両院関係、対政府関係に関する部分は、法律事項として、「**国会法の改正**」により対応することが妥当との見解を示す識者もいる。  
他方、(恒久的制度としてではなく) 現下のコロナ対応のための一時的特例措置といったものと位置付ける場合には、規則改正を要せずに「**本会議の議決**」といった形式も考えられるか。

### 3. 「オンライン審議」の制度設計に関する基本的考え方

#### (1) 「オンライン審議」の位置付け

- ① いつでも実行可能な一般的選択肢として位置付ける
- ② 原則は物理的出席で、例外的な制度として位置付ける

多くの論者は「オンライン審議」を②の例外的制度と位置付けているようである。

- 全国民の代表である議員が一堂に会して対面によるコミュニケーションにより熟議をすることが、少なくとも現時点においては「議会の本来的な姿」ではないか。
- 尖塔に象徴される威厳のある外観、その中にある議場（半円型の議席配置やガラス天井の採光など）の下でなされた議会の決定には、国民を納得させる「威厳」が含意されている、といった「議会の象徴性」の観点から、議員が現に議場にいることが望ましいとの識者の指摘もある。

#### (2) 「例外性」についての考え方（導入の趣旨）

##### Ⓐ 国会全体の機能の維持

感染症の全国的流行、災害による交通網遮断等といった国会全体の機能の維持に関わるようなケースに限定するか。



Ⓐに加え、Ⓑも含めるか

##### Ⓑ 特定の議員の権限行使の保障

妊娠・出産や、疾病・障害といった個々の議員としての権限行使の保障といったケースも含めて認めるか。

# 4. 「オンライン審議」の制度設計の際の条件・論点

## 憲法上の論点

### B説の論拠から導かれる条件

- ・ **本人性（セキュリティ）**  
議員本人が出席していることを、どのように確認するか。
- ・ **「出席」機能の確保**  
双方向性を確保するため、どの程度のものが必要か。

### 憲法57条が明文で要請する条件

- ・ **公開性**  
憲法上の公開原則をどのように担保するか。

この「公開」は、主として「自由な傍聴」によって担保されると考えられてきたが、その解釈について「オンライン視聴」による「公開」などを検討する必要性も出てくるか。

## 立法政策上の論点

- ・ **出席態様①（行為）**  
オンライン出席者にどのような権限を認めるか。
- ・ **出席態様②（場所）**  
オンライン出席者の現在場所を限定することとするか。

## 実務上の論点

- ・ IDやパスワードによる認証
- ・ 画面上で確認
- ・ 上記の組み合わせ
- ・ 映像が必要（その際の動画の質はどの程度とするか）
- ・ 音声のみで可
- ・ 通信遮断等の場合の措置をどうするか

- ・ 個々の議員を一人ずつ大画面に表示
- ・ 複数議員を画面を分割して表示  
など

- ・ ①表決（記名、起立、異議なし）のみとするか、②あらかじめ登録した発言や臨時の動議提出等も認めるか。

- ・ 具体的な手続をどうするか  
（例えば、表決の場合は、利用申請、通知、出席（ログイン・画面上での本人確認）、表決・集計方法など）

- ①本会議場以外の院内（委員室）のみ、
- ②議員会館、③あらかじめ届け出た場所  
など  
（←議長警察権との関係を整理）

これらは相互に関係する条件・論点であり、例外的措置であることも踏まえて、「議会とはどのようなものであるべきか」との観点から、検討する必要があるか。